

令和6年4月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1289号 損害賠償請求事件(本訴事件)

令和5年(ワ)第2284号 損害賠償請求事件(反訴事件)

口頭弁論終結日 令和6年2月1日

判 決

本訴原告(反诉被告) 水 原 清 晃
(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 小 沢 一 仁

本诉被告(反訴原告)
(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 中 村 浩 士
同 芳 賀 広 健

主 文

- 1 被告は、原告に対し、11万円及びこれに対する令和5年3月3日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の本訴請求を棄却する。
- 3 被告の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴ともにこれを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

(本訴事件)

被告は、原告に対し、495万円及びうち330万円に対する令和4年12

月22日から支払済みまで年3分の割合による金員及びうち165万円に対する令和5年3月3日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(反訴事件)

原告は、被告に対し、165万円及びこれに対する令和5年6月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本訴事件は、原告が、被告が行ったツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク。現在の名称は「X」であるが、以下、名称変更の前後を問わず「ツイッター」という。）上の投稿が原告の平穩生活権を侵害するものであり、また被告が行ったnote（ブログ類似の情報発信サービス。以下「ノート」という。）上の投稿が原告の名誉権を侵害するものであって、これらの投稿によって精神的苦痛を被った旨主張して、被告に対し、民法709条に基づき、慰謝料等合計495万円及びうち330万円に対するツイッター上の投稿がされた日である令和4年12月22日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金及びうち165万円に対するノート上の投稿がされた日である令和5年3月3日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の各支払を求める事案である。

反訴事件は、被告が、原告が行ったYouTube（インターネット上の動画共有サイト。以下「ユーチューブ」という。）及びノート上の投稿が被告の名誉権を侵害するものであって、これらの投稿によって精神的苦痛を被った旨主張して、原告に対し、民法709条に基づき、慰謝料等合計165万円及びこれに対するユーチューブ及びノート上の投稿がされた日である令和5年6月25日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いがないか、後掲括弧記載の各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認めることができる。

(1) 当事者等

原告は、ツイッター上では「暇空茜」、ノート上では「暇な空白」、ユーチューブ上では「暇な空白チャンネル」という名称のアカウントを開設している者である。

被告は、ツイッター上では「広く表現の自由を守るオタク連合」、ノート上では「新橋九段」という名称のアカウントを開設している者である（以下、ツイッター上のアカウントを「オタク連合のアカウント」、ノート上のアカウントを「新橋九段のアカウント」という。）。

一般社団法人C o l a b o（以下「コラボ」という。）は、令和3年4月1日、東京都から東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）の委託を受けた法人である（甲14〔9頁〕）。

(2) 令和4年12月22日までの経緯

原告は、同年11月2日、本件事業に係るコラボの会計報告に不正がある旨主張し、東京都に対し、住民監査請求を行った（甲14〔1、14頁〕）。

コラボは、同年11月29日、原告にデマを流されたとして弁護団を結成し、記者会見を行った。

同日、東京都立大学教授で社会学者の宮台真司教授（以下「宮台教授」という。）が、東京都八王子市内の同大学のキャンパス内で刃物により切り付けられる事件が発生した（甲19、21）。

同年12月13日、匿名のアカウントによる投稿により、ツイッター上で原告の住所に関する情報が公表された。

(3) 令和4年12月22日の投稿

令和4年12月21日、「湯島のとも」と称するアカウントにより、ツイッター上で、「C o l a b o 記者会見と宮台先生襲撃が同じ日だったことへ

の考察。暇空氏への圧力として記者会見はしたが一般人へは目立ってほしくない、この件をTVとかで取り上げそうな宮台氏を同じに消せば世間の耳目はそちらに行くので一石二鳥というのはあり得そうで怖い」という投稿（以下「湯島のとの投稿」という。）が行われた。

5 被告は、同月22日、オタク連合のアカウントで、湯島のとの投稿を引用リツイート（他者の投稿を引用した上で、自己のメッセージを付してする投稿）する形で、「この手の陰謀論が下らないの、宮台「ごとき」を襲撃できるなら住所割れてる暇空を直にぶっ〇した方が早いという推論が出来てないところにある。」という投稿（以下「本件投稿1」という。）を行った。

10 本件投稿1の閲覧件数は、令和5年1月3日の時点で約6.6万2000件であった（甲6）。

(4) 令和5年3月3日までの経緯

東京都は、前記(2)の住民監査請求を受けて監査を実施し、令和4年12月28日付けで原告に対して監査結果を通知した。東京都監査委員は、同監査
15 結果において、東京都の行った委託料の精算に不当な点が認められ、その限りで原告の住民監査請求には理由があるとして、監査対象局である東京都福祉保健局に対し、令和5年2月28日までに経費の実績額の再調査等の措置を講ずるよう勧告した（甲14）。

東京都は、同日、東京都監査委員に対し、上記勧告の結果講じた措置について通知を行った。同通知では、委託に係る本件事業の実施に必要な経費の実績額は2713万1000円であるとして、委託料の上限額の範囲内である2600万円を委託料として確定するとされた（甲16〔6頁〕）。

(5) 令和5年3月3日の投稿（甲11）

20 被告は、令和5年3月3日、新橋九段のアカウントにより、ノート上に、
25 「【台本】害悪オタク列伝 暇アノン問題編その1：Colaabo攻撃の経緯と動機」と題する投稿（以下「本件投稿2」という。）を行った。

本件投稿2の冒頭には、原告が暇空茜のアカウントのキャラクターとして用いているピンク色の髪をしたキャラクターが掲載されており、同キャラクターの吹出しで「C o l a b oに不正会計!」という記載があるとともに、同キャラクターの下の部分には「※デマでした」という記載がある。

また、本件投稿2においては、「そもそもの前提として、彼らの主張はデマなのです。ですから、重要だとされる「公金の使途の是非」という論点は最初から存在しないのです。彼らの行為がデマの流布であり攻撃である以上、それがどういう動機で引き起こされたのかが重要なのは言うまでもありません。」という記載がある。

(6) 令和5年6月25日の投稿(乙7の1・2、乙8)

原告は、令和5年6月25日、ユーチューブの「暇な空白チャンネル」において、「新橋九段さんを提訴しました」というタイトルの動画(以下「本件動画」という。)を投稿した。

原告は、本件動画において、「宮台真司さんが襲撃されたことに重ねて、
「住所が割れてる暇空なんてぶっ〇した方が早い」ってツイートね。住所が割れてるとか、ぶっ〇した方が早いとか言われて大勢に見られ、気安く外出できない状況にあり、引越し等の対策を講じる必要が生じた。そっちが330万円」と発言し、同内容を文字にして本件動画上に表示させて投稿するとともに、約1分30秒にわたって本件動画上に本件投稿1及び湯島のどもの投稿を表示させた。また、原告は、同日、ノートの「暇な空白」のアカウントにおいても、同内容の投稿を行った(以下、上記のユーチューブ及びノートにおける投稿を併せて「本件投稿3」という。))。

原告は、同日、本件動画において、「まあ他にも執拗に嫌がらせをしてきているわけだから」、「SNSで執拗に悪口を書いた結果約500万円を請求されるなんてSNSは平和に使うべきですね」と発言して同内容を文字にして本件動画上に表示させて投稿するとともに、ノートの「暇な空白」のア

カウントにおいても、同内容の投稿を行った（以下、これらのユーチューブ及びノートにおける投稿を併せて「本件投稿4」という。）。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張

1 争点

(1) 本訴請求について

ア 本件投稿1が原告の平穩生活権を侵害するものか（争点(1)）。

イ 本件投稿1による原告の損害の発生の有無及び損害額（争点(2)）

ウ 本件投稿2に係る名誉毀損の成否（争点(3)）

エ 本件投稿2に係る違法性阻却事由又は責任阻却事由の有無（争点(4)）

オ 本件投稿2による原告の損害の発生の有無及び損害額（争点(5)）

(2) 反訴請求について

ア 本件投稿3及び本件投稿4に係る同定可能性の有無（争点(6)）

イ 本件投稿3に係る名誉毀損の成否（争点(7)）

ウ 本件投稿3に係る違法性阻却事由の有無（争点(8)）

エ 本件投稿4に係る名誉毀損の成否（争点(9)）

オ 本件投稿4に係る違法性阻却事由の有無（争点(10)）

カ 被告の損害の発生の有無及び損害額（争点(11)）

2 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件投稿1が原告の平穩生活権を侵害するものか。）について

（原告の主張）

本件投稿1は、湯島のとの投稿に対する批判の形を取りながらも、併せて、住所が判明しているのだから原告など宮台教授のように直接襲撃されて殺害されてしまえばよい旨の意見を述べるとともに、本件投稿1の閲覧者に原告の襲撃を呼び掛け、又は本件投稿1への賛同を得ることで原告に不安感を与えようとしたものである。

そして、本件投稿1が約66万2000人と多数の者に閲覧されているこ

と等も踏まえれば、本件投稿1は原告の平穩生活権を侵害するものであり、被告には故意がある。

(被告の主張)

本件投稿1の閲覧数は認め、その余は否認又は争う。

5 本件投稿1は、湯島のとの投稿について、原告の口を塞ぎたいのであれば、住所が判明している原告を襲撃するのが直接的な方法であり、そのような目的と手段に関する考察ができていない点で、宮台教授を襲撃することで宮台教授のみならず原告の口も塞ぐという陰謀はあり得ない旨の被告の意見を述べたものにすぎない。そのため、本件投稿1が、閲覧者に原告の襲撃を
10 呼び掛け、又は同投稿への賛同を得ることで原告に不安感を与える趣旨のものと見ることはできない。

仮に本件投稿1が原告に不安感を生じさせるものであったとしても、同投稿により、社会通念上、一定の限度を超えて原告の内心の静穏な感情が害され、その侵害の態様及び程度が内心の静穏な感情に対する介入として社会的
15 に許容される限度を超えるものとはいえない。

したがって、本件投稿1は、原告の平穩生活権を侵害するものではない。

(2) 争点(2) (本件投稿1による原告の損害の発生の有無及び損害額)

(原告の主張)

原告は、本件投稿1により平穩生活権を侵害され、精神的損害を被った。

20 これを慰謝するために必要な慰謝料の額は300万円を下らない。また、弁護士費用相当額の30万円も被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

(被告の主張)

争う。

25 (3) 争点(3) (本件投稿2に係る名誉毀損の成否) について

(原告の主張)

本件投稿2は、「原告は、公金の使途の是非というもっともらしい動機を述べながら、コラボに関する複数のデマを流布し、コラボを攻撃した。住民監査請求では原告の主張は全て退けられた。」という事実を摘示するものである。したがって、本件投稿2は原告の社会的評価を低下させるものであり、被告には故意がある。

(被告の主張)

本件投稿2の摘示事実は争わないが、本件投稿2が原告の社会的評価を低下させるものである旨及び被告に故意がある旨の原告の主張は争う。

コラボは、令和4年11月29日の記者会見の際、原告がコラボに関するデマを流布してコラボを攻撃している旨の会見を行い、同会見は広く世間に公表された。この記者会見が、コラボの弁護団を務める複数の弁護士により行われたことも踏まえれば、本件投稿2が行われるまでの間に原告の社会的評価は既に低下したと考えられ、本件投稿2により原告の社会的評価が低下したということはできない。

(4) 争点(4) (本件投稿2に係る違法性阻却事由又は責任阻却事由の有無) について

(被告の主張)

本件投稿2は、社会的に知名度のある原告が、東京都から本件事業の委託を受けたコラボに対してデマを流布して攻撃した旨の投稿であるから、公共の利害に関する事実に係るものであり、かつ、その投稿の目的は専ら公益を図ることにある。

原告は、コラボによる不正会計があった旨指摘しているところ、「不正会計」は、意図的か否かが問われない不適切会計とは異なり、意図的な不正行為を指す。しかし、原告による住民監査請求の監査結果では、一部の経費について不適切である旨の指摘はあったものの、意図的な不正である旨の指摘はされていない。

したがって、意図的な不正がない以上、原告のコラボに対する指摘は事実ではないデマであり、本件投稿2により摘示されている事実は真実である。

仮に本件投稿2により摘示されている事实在真実ではなかったとしても、被告は、原告による住民監査請求の結果としてコラボには不正会計はない旨の判断がされたこと、コラボが記者会見において原告にデマを流された旨の発表をしたこと等を踏まえれば、被告が、コラボによる不正会計があった旨の原告の指摘はデマであると信じたことには相当の理由がある。

(原告の主張)

争う。

原告は、本件事業に係るコラボの会計報告上の金額につき、相互に矛盾している点があったことから、コラボによる不正会計があった旨指摘したのであって、不正会計がないことを知りつつ不正会計がある旨の指摘を行ったわけではないから、本件投稿2の摘示事実である、原告がコラボに関するデマを流布した旨の事実は真実ではない。

また、被告は、住民監査請求の結果及びコラボによる記者会見を根拠に、コラボによる不正会計があった旨の原告の指摘がデマであると信じたとしてもやむを得ない旨主張する。しかし、住民監査請求の結果、意図的な不正行為があったと認められなかったからといって、原告が根拠のない虚偽の情報を発信したことにはならない。また、被告の指摘する記者会見は、コラボが自身の意見を一方的に表明したものにすぎないから、被告が同会見の内容を信じたことに相当の理由があるということもできない。

(5) 争点(5) (本件投稿2による原告の損害の発生の有無及び損害額) について
(原告の主張)

原告は、本件投稿2により名誉を毀損され、精神的損害を被った。これを慰謝するために必要な慰謝料の額は150万円を下らない。また、弁護士費用相当額の15万円も被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

(被告の主張)

争う。

(6) 争点(6) (本件投稿 3 及び本件投稿 4 に係る同定可能性の有無) について

(被告の主張)

5 同定可能性は、社会的評価の低下を判断する前提であるから、一般の読者の通常の注意と理解を前提に、インターネット上の投稿から新橋九段のアカウントの開設者が被告であると確定的に判断することができないとしても、合理的に推測することが可能であれば、同定可能性が認められると解すべきである。本件では、インターネット上で、新橋九段のアカウントの開設者が
10 被告である旨指摘されているから、新橋九段のアカウントの開設者が被告であると合理的に推測することができ、同定可能性が認められる。

また、新橋九段のアカウントの開設者が被告であると特定することができないとしても、被告は、新橋九段のハンドルネームを用いてインターネット上で複数の記事を投稿し、ウェブサイトを運営しているから、新橋九段のアカウント自体の社会的評価が法的保護の対象となる。
15

(原告の主張)

争う。

新橋九段のアカウントの開設者が被告であることは一般的に周知されておらず確定情報ではないから、同定可能性は認められない。

20 また、被告が新橋九段のハンドルネームを用いて行っているのはインターネット上の活動のみであり、実社会との接点がないから、新橋九段のアカウント自体の社会的評価が法的保護の対象になるということもできない。

(7) 争点(7) (本件投稿 3 に係る名誉毀損の成否) について

(被告の主張)

25 原告は、本件動画において、本件投稿 1 の一部を切り取った形で、被告がツイッター上で「住所が割れてる暇空なんてぶっ〇した方が早い」という投

稿をした旨発言していることから、本件投稿3は、「被告が、ツイッター上で、「住所が割れてる暇空なんてぶっ〇した方が早い」という投稿をした。」という事実を摘示するものである。したがって、本件投稿3は被告の社会的評価を低下させるものであり、原告には故意又は過失がある。

5 (原告の主張)

争う。

原告は、本件動画において、約1分30秒にわたり、本件投稿1及び湯島のとの投稿を表示させていることから、本件動画の視聴者において、本件投稿1の正確な投稿内容を認識するものと考えられる。したがって、本件投稿3において、「被告が、ツイッター上で、「住所が割れてる暇空なんてぶっ〇した方が早い」という投稿をした。」という事実が摘示されているとい

10 うことはできない。

(8) 争点(8) (本件投稿3に係る違法性阻却事由の有無) について

(原告の主張)

15 本件投稿3は、公に他人の生命を害する人物が存在することを指摘するものであるから、公共の利害に関する事実に係るものであり、かつ、その投稿の目的は専ら公益を図ることにある。

そして、本件投稿3で摘示されている事実は真実である。

(被告の主張)

20 争う。

(9) 争点(9) (本件投稿4に係る名誉毀損の成否) について

(被告の主張)

本件投稿4は、「被告は、原告に対し、本件投稿1及び本件投稿2以外にも執拗に嫌がらせをしており、SNSにおいても執拗に悪口を書いている。」という事実を摘示するものである。したがって、本件投稿4は、被告の社会的評価を低下させるものであり、原告には故意又は過失がある。

25

(原告の主張)

被告の主張する摘示事実については、「執拗に」という部分は争う。

社会的評価の低下及び故意又は過失に係る被告の主張は争う。

(10) 争点(10) (本件投稿4に係る違法性阻却事由の有無) について

5

(原告の主張)

本件投稿4は、被告が、原告に対し、複数回にわたって嫌がらせ等をしていることを指摘するものであるから、公共の利害に関する事実に係るものであり、かつ、その投稿の目的は専ら公益を図ることにある。

10

そして、被告は、約1年にわたり、ツイッター等において原告を非難する投稿を行っており、それらの投稿の中には、原告が差別をしているなどと指摘するものもあることから、本件投稿4に係る摘示事実は真実である。

(被告の主張)

争う。

(11) 争点(11) (被告の損害の発生の有無及び損害額) について

15

(被告の主張)

被告は、本件投稿3及び本件投稿4により名誉を毀損され、精神的損害を被った。これを慰謝するために必要な慰謝料の額は150万円を下らない。また、弁護士費用相当額の15万円も原告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

20

(原告の主張)

争う。

第4 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件投稿1が原告の平穏生活権を侵害するものか。) について

25

原告は、本件投稿1は、湯島のとの投稿に対する批判の形を取りながらも、併せて、住所が判明している原告など宮台教授のように直接襲撃されて殺害されてしまえばよい旨の意見を述べるとともに、本件投稿1の閲覧者に原告の襲

撃を呼び掛け、又は本件投稿1への賛同を得ることで原告に不安感を与えようとしたものである旨主張する。

湯島のとの投稿の内容（前提事実(3)）からすると、同投稿の趣旨は、コラボによる記者会見と宮台教授が刃物により切り付けられた事件が同じ日であったことにつき、原告に圧力をかけるために記者会見が行われたが、同会見が一般人の注目を集めるのは避けたいので、宮台教授を襲撃して世間の耳目が同襲撃事件に集まるようにしたのではないかという考察を述べたものと考えられる。そして、被告が湯島のとの投稿を引用リツイートする形で本件投稿1を行っていること及び本件投稿1の内容（前提事実(3)）を踏まえれば、本件投稿1の趣旨は、仮に宮台教授を襲撃することができるのであれば、住所が判明している原告を直接襲撃等した方が早いことから、湯島のとの投稿の内容は陰謀論としてくだらないものである旨指摘するものと考えられる。

そうすると、本件投稿1は、湯島のとの投稿の内容が考察として成立していないことを指摘するものにとどまると解される。そのため、本件投稿1が、住所が判明している原告など宮台教授のように直接襲撃されて殺害されてしまえばよい旨の意見を述べるとともに、本件投稿1の閲覧者に原告の襲撃を呼び掛け、又は本件投稿1への賛同を得ることで原告に不安感を与えようとしたものであるということとはできない。

したがって、本件投稿1が原告の平穩生活権を侵害している旨の原告の主張は、その前提を欠き、採用することができない。

2 争点(3)（本件投稿2に係る名誉毀損の成否）について

本件投稿2の摘示事実が、原告がコラボに関する複数のデマを流布したが住民監査請求では原告の主張は全て退けられた旨の事実を摘示するものであることは当事者間に争いがなく、これによれば、本件投稿2は、原告の社会的評価を低下させるものということができる。

これに対し、被告は、コラボによる記者会見において、原告がコラボに関す

るデマを流布してコラボを攻撃している旨の発信がされ、同会見は広く世間に公表されたことから、原告の社会的評価は既に低下しており、本件投稿2によって原告の社会的評価が低下したということとはできない旨主張する。

しかし、コラボによる記者会見を視聴していない者との関係では、本件投稿2は、原告の社会的評価を低下させるものということができる。また、コラボによる記者会見を視聴した者との関係でも、本件投稿2においては、住民監査請求で原告の主張が全て退けられた旨の事実も摘示されているから、本件投稿2を閲覧することにより、原告がコラボに関するデマを流布したという摘示事実をより真実である可能性が高いものと認識するおそれがあり、本件投稿2は、原告の社会的評価を低下させるものということができる。

したがって、被告の主張は採用することができない。

3 争点(4) (本件投稿2に係る違法性阻却事由又は責任阻却事由の有無) について

(1) 認定事実

証拠(甲14)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 東京都とコラボとの間の委託契約等

東京都は、令和3年4月1日、コラボとの間で、契約金額を2600万円として本件事業をコラボに委託する旨の契約(令和3年度本件事業受託契約。以下「本件契約」という。)を締結した。

本件契約では、東京都がコラボに対して本件契約の委託料を概算払により支払い、2600万円を上限として事業実績に応じて支出(精算)するものとし、委託料を超過した場合にはコラボがその額を負担することとされていた。

東京都は、同年7月16日、本件契約に基づきコラボから提出された令和3年度本件事業に関する事業計画書について、適正と認められるとして承認し、コラボに通知した。

東京都は、同年11月24日、本件契約に基づき、コラボに対する委託料2600万円につき、概算払の決定をした。

東京都は、本件契約に基づき、コラボから、令和4年3月31日付け委託完了届及び精算書並びに同年4月1日付け令和3年度における本件事業に関する実施状況報告書を受領し、履行の完了を確認したとして、同年5月10日、既交付額を2600万円、精算額を2600万円、差引額を0円と決定した（以下、この精算を「本件精算」という。）。

イ 原告による住民監査請求

原告は、令和4年11月2日、本件事業についてコラボの会計報告に不正がある旨主張し、東京都に対し、住民監査請求を行った。

原告は、同請求において、コラボの受託した本件事業に係る令和3年度事業計画書及び令和3年度実施状況報告書並びにコラボ全体の活動に係る令和3年度活動報告書のそれぞれの書類に記載された支出内訳に矛盾があり、不正会計が疑われる旨、及びこれらの書類に基づく精算が誤っている可能性があり、東京都に損害が生じている旨主張した。

ウ 住民監査請求の結果について

前記イの原告の監査請求を受けて行われた監査の結果はおおむね次のとおりである。

(ア) 原告は、宿泊支援費、車両関連費、旅費交通費、通信運搬費、会議費、各種保険及び医療費について不正会計が疑われる旨主張するが、コラボによる本件事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録（以下「本件帳簿記録」という。）を調査したところ、原告の主張は採用することができない。

(イ) 原告は、税理士及び社労士の顧問料や決算対応等の業務に係る報酬は、本件事業の実施の有無にかかわらず発生する費用であるから、委託料に含めるのは妥当ではないなどと主張する。

税理士及び社労士の報酬を人件費として計上すること自体は問題ないが、本件帳簿記録を調査したところ、コラボは、税理士及び社労士の報酬の全額を人件費として計上しており、本件事業の実施に必要な経費以外の経費が含まれることになるため適切ではない。そのため、税理士及び社労士の報酬を委託料に含めるべきではない旨の原告の主張の一部には理由がある。

(ウ) 本件帳簿記録の調査等を行ったところ、①本件事業の経費として計上するに当たり不適切な点があるもの及び②本件事業の経費として計上するに当たり妥当性が疑われるものが認められた。

(エ) 小括

本件帳簿記録に記載されている経費の総額は2905万7000円（1000円未満は切り捨てている。）であり、委託料の上限である2600万円を超過していることから、本件精算が東京都に損害をもたらすという関係にはなく、原告の主張には理由がない。

しかし、前記(ウ)のとおり、本件精算には不当な点が認められ、その限りで原告の請求には理由があるから、監査対象局である東京都福祉保健局に対し、令和5年2月28日までに経費の実績額の再調査等の措置を講ずるよう勧告する。

(2) 本件投稿2に係る違法性阻却事由又は責任阻却事由の有無について

ア 事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、右行為には違法性がなく、仮に右事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、

最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

イ そこで、上記アにおいて説示したところを前提として、本件投稿2に関し、その違法性阻却事由又は責任阻却事由の有無について検討する。

5 (ア) 被告は、本件投稿2により摘示されている事実は真実である旨主張するところ、前記2のとおり、本件投稿2においては、原告がコラボに関するデマを流布した旨の事実が摘示されているから、被告としては、同事実が真実であることを立証する必要があるといえる。

認定事実ウ(ア)のとおり、原告が不正会計の疑いがある旨主張した宿泊
10 支援費、車両関連費、旅費交通費、通信運搬費、会議費、各種保険及び医療費については、監査の結果、原告の主張は採用することができない旨の判断がされている。しかし、原告は、コラボの受託した本件事業に係る令和3年度事業計画書及び令和3年度実施状況報告書並びにコラボ全体の活動に係る令和3年度活動報告書のそれぞれの書類に記載された
15 支出内訳に矛盾があることを根拠として、コラボの会計報告に不正がある旨主張していたのであって（認定事実イ）、原告が、コラボの会計報告に不正がない旨認識しながら、会計報告に不正がある旨の主張を行っていたものとは認められない。

したがって、監査の結果、原告の主張は採用することができないとされた部分があるからといって、本件投稿2において摘示されている、原告
20 がコラボに関するデマを流布した旨の事実が真実であると認めることはできず、他に原告がコラボに関する複数のデマを流布したと認めるに足る証拠はない。また、上記のとおり、住民監査請求では、原告の主張の一部に理由があるとされており、住民監査請求で原告の主張は全て
25 退けられた旨の事実摘示が真実であるとも認められない。

これに対し、被告は、コラボには意図的な不正会計はなく、原告のコ

ラボに対する指摘は事実ではないことから、本件投稿2により摘示されている事実は真実である旨主張する。しかし、前記のとおり、原告が、コラボの会計報告に不正がない旨認識しながら、会計報告に不正がある旨の主張を行っていたものと認めるに足りる証拠はなく、本件投稿2の摘示事実が真実であるということはできないから、被告の主張は採用することができない。

(イ)a 被告は、原告の住民監査請求の結果、コラボには不正会計はない旨の判断がされたこと、コラボが記者会見において原告にデマを流された旨の発表をしたことを根拠として、被告が、コラボによる不正会計があった旨の原告の指摘はデマであると信じたことには相当の理由がある旨主張するから、以下、この主張について検討する。

認定事実ウ(エ)のとおり、監査の結果、本件帳簿記録に記載の経費の総額が委託料の上限額を超過していることから、本件精算が東京都に損害をもたらすという関係にはなく、原告の主張には理由がない旨の判断がされている。しかし、監査結果では、原告が、コラボの会計報告に不正がない旨認識しながら不正がある旨の主張を行っていた等の指摘はされておらず(甲14)、人件費については、税理士及び社労士の報酬を委託料に含めるべきではない旨の原告の主張の一部には理由がある旨の判断がされている(認定事実ウ(イ))。そうすると、仮に、被告において、監査結果を基に、原告が、コラボの会計報告に不正がない旨認識しながら不正がある旨の主張を行っていたと信じたとしても、そのことに相当の理由があるということはできない。

また、コラボは、令和4年11月29日、原告にデマを流されたとして弁護団を結成し、記者会見を行っている(前提事実(2))が、同会見において発信されているのは、あくまでもコラボによる主張であると考えられる。そうすると、仮に、被告において、同会見を基に、原

告がコラボの会計報告に不正がない旨認識しながら不正がある旨の主張を行っていたと信じたとしても、そのことに相当の理由があるということはできない。

5 b また、被告は、コラボの代表者が「温泉むすめ」という日本各地の温泉を擬人化したキャラクターを性差別で性搾取である旨批判したことにつき、原告は、「作品を燃やした」と指摘し、その点について謝罪すればコラボに対する追及をやめる旨ツイッター上で投稿していることから、被告において、原告がコラボの代表者による「温泉むすめ」への批判に対する報復としてコラボに関する複数のデマを流布したと信じたとしてもやむを得ない旨主張する。

10 しかし、前記(ア)のとおり、原告は、コラボの受託した本件事業に係る書類やコラボ全体の活動に係る書類に記載された支出内容に矛盾があることを根拠として、コラボの会計報告に不正がある旨主張していたのであるから、仮に、被告において、原告がコラボの代表者による「温泉むすめ」への批判に対する報復としてコラボに関する複数のデマを流布したと信じたとしても、そのことに相当の理由があるという

15 ことはできない。

 c したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

 ウ 以上によれば、被告が本件投稿2を行ったことにつき、違法性阻却事由又は責任阻却事由があるということとはできない。

20 4 争点(5)（本件投稿2による原告の損害の発生の有無及び損害額）について
 前記2及び3のとおり、被告が本件投稿2を行ったことにより原告の社会的評価が低下し、原告に精神的損害が生じたものと認められ、不法行為の成立を否定すべき理由もない。

25 そして、被告による本件投稿2の内容その他本件の事情を考慮すれば、原告に生じた精神的損害を慰謝するための金額を10万円、本件に係る弁護士費用

をその1割である1万円と認めるのが相当である。

5 争点(6) (本件投稿3及び本件投稿4に係る同定可能性の有無) について

(1) 認定事実

後掲括弧記載の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 新橋九段のアカウントについて

新橋九段のアカウントのプロフィールには被告の氏名は記載されていない。また、同アカウントの令和5年6月9日時点でのフォロワー(特定のアカウントの更新状況を手軽に把握できる機能を利用して、その投稿内容を随時閲覧できるように登録した者)の数は76である。(甲10)

被告は、ユーチューブ上で「新橋九段」という名称のアカウントを開設し、動画を投稿している。同アカウントの同年10月7日時点でのチャンネル登録者数は354である。(乙9)

「新橋九段について調べてみました」と題するインターネット上の記事では、新橋九段のアカウントの開設者も被告も、広島県に縁がある、令和2年当時京都に住んでいた、平成30年の誕生日で24歳になると考えられる等の指摘をしつつも、最終的に「結論：他人でしょう」との指摘がされている(乙11)。

令和5年4月11日、「平和」という名称の匿名のアカウントにより、ツイッター上で、新橋九段が被告である旨の投稿がされた(乙12)。

イ 本件投稿3及び本件投稿4について

原告による本件投稿3及び本件投稿4においては、新橋九段のアカウントの開設者が被告である旨の指摘はされておらず、被告の氏名も摘示されていない(乙7の1～2、8)。

ウ 本訴提起に至る経緯

原告は、発信者情報開示請求を行うことにより、本件投稿1を行ったア

カウントに登録されている電話番号を入手するとともに、弁護士会照会により、同電話番号に係る契約者名が被告である旨確認した上で、被告に対する本訴提起を行った（甲 7、8 の 1～4、9、乙 7 の 1～2、8）。

(2) 本件投稿 3 及び本件投稿 4 に係る同定可能性の有無について

5 ア 被告は、新橋九段のアカウントの開設者が被告であると合理的に推測することができるれば同定可能性が認められるとした上で、本件では、インターネット上の投稿等によって新橋九段のアカウントの開設者が被告であると合理的に推測することができるから、同定可能性が認められる旨主張する。

10 しかし、原告による本件投稿 3 及び本件投稿 4 において、新橋九段のアカウントの開設者が被告である旨の指摘はされておらず、被告の氏名も摘示されていない（認定事実イ）。新橋九段のアカウントのプロフィールにも、被告の氏名は記載されていない（認定事実ア）。

15 また、認定事実アのとおり、「新橋九段について調べてみました」と題するインターネット上の記事では、新橋九段のアカウントの開設者と被告の共通点とうかがわれるものが複数指摘されているものの、いずれの指摘も、両者が同一人物であると合理的に推測させるものであるとはいえない。

20 さらに、認定事実アのとおり、新橋九段は被告である旨のツイッター上での投稿はあるものの、同投稿でその根拠について述べられていないこと等からすると、この投稿も、両者が同一人物であると合理的に推測させるものであるとはいえない。

25 以上に加えて、原告が発信者情報開示請求を行った上で本訴提起に及んでいること（認定事実ウ）も踏まえれば、新橋九段のアカウントの開設者が被告であると合理的に推測することはできない。したがって、新橋九段のアカウントの開設者が被告であると合理的に推測することができるか

ら同定可能性が認められる旨の被告の主張は、その前提を欠き、採用することができない。

イ また、被告は、仮に新橋九段のアカウントの開設者が被告であると特定することができないとしても、被告は、新橋九段のハンドルネームを用いてインターネット上で複数の記事を投稿し、ウェブサイトを運営しているから、新橋九段のアカウント自体の社会的評価が法的保護の対象となる旨主張する。

しかし、インターネット上で記事の投稿等を行っていたとしても、そのことのみをもって、インターネット上のアカウント自体の社会的評価が法的保護の対象になるということとはできないし、その他新橋九段のアカウントのフォロワー数やユーチューブ上の「新橋九段」という名称のアカウントのチャンネル登録者数等に照らしても、被告の主張は採用することができない。

ウ したがって、本件投稿3及び本件投稿4に係る同定可能性があるとは認められず、新橋九段のアカウント自体の社会的評価が法的保護の対象となるとも認められないから、争点(7)～(11)について判断するまでもなく、被告の反訴請求は理由がない。

第5 結論

以上のとおり、本訴請求については、被告に対し、11万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、反訴請求については理由がないから、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

中野琢郎

中 野 琢 郎

裁判官

永田大貴

永 田 大 貴

5

裁判官

木下 颯

木 下 颯

これは正本である。

令和6年4月18日

札幌地方裁判所民事第3部

裁判所書記官

白旗秀規

